

事務連絡  
平成28年3月31日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課

#### 医療機器の保険適用について

標記について、別添のとおり通知しますが、当該通知は平成28年4月1日より保険適用となる製品のうち、一部を掲載しているものであることから、今回掲載されておらず従前より保険適用されている製品については、引き続き保険適用されることとして、後日、別途通知いたします。